

## 適用拡大登録

区 分	殺菌剤
農 薬 名	パレード 20 フロアブル
種 類 名	ピラジフルミド水和剤
登 録 番 号	第 24071 号
登 録 会 社	日本農薬株式会社
登 録 日	令和 5 年 4 月 26 日

## 登録内容

農薬登録申請書第 7 項を以下のとおり変更する（変更後は別紙 1）。

1) 作物名の追加：

- ・にんじん/黒葉枯病、2000～4000 倍、収穫前日まで、3 回以内
- ・にら/白斑葉枯病（2000～4000 倍）、収穫前日まで、3 回以内
- ・ズッキーニ/うどんこ病（2000～4000 倍）、収穫前日まで、3 回以内
- ・アスパラガス/茎枯病（2000 倍）、収穫前日まで、3 回以内
- ・にんにく/葉枯病（2000 倍）、収穫前日まで、2 回以内  
黒腐菌核病（原液）、植付前、1 回
- ・ししとう/うどんこ病、黒枯病（2000～4000 倍）、収穫前日まで、3 回以内
- ・はなやさい類（ブロッコリーを除く）  
/黒すす病、菌核病（2000～4000 倍）、収穫前日まで、3 回以内  
/菌核病（100 倍）、育苗期後半～定植当日、1 回

2) 使用方法の追加：

ブロッコリー/菌核病、100 倍、セル成型育苗トレイ 1 箱または、ペーパーポット 1 冊（約 30×60cm、使用土壌約 1.5～4L）当り 0.5L、灌注

3) ピラジフルミドを含む農薬の総使用回数の変更：

ブロッコリー/「3 回以内」→「3 回以内（灌注は 1 回以内）」

4) 作物名の変更：

- ・あずき、いんげんまめ ⇒ 豆類（種実、ただし、らっかせいを除く）

5) 作物名・適用病害虫名の変更：

- ・すいか、メロン/うどんこ病、つる枯病、菌核病  
⇒ うり類（成熟）/うどんこ病、つる枯病（すいか、メロン）、菌核病（すいか、メロン）

## 使用上の注意事項

農薬登録申請書第 8 項に、(7)をあらたに追加して以降番号を繰り下げる（変更後は別紙 2）。

### 【追加】

(7)にんにくの種球に塗沫する場合は、薬剤が種球に均一に付着するよう処理した後、乾燥させること。

## 別紙 1

【変更後】(変更する作物のみ抜粋)

## 7. 適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピラジフルミドを含む農薬の総使用回数					
にんじん	黒葉枯病	2000～4000 倍	100～300L/10a	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内					
ブロッコリー	菌核病 黒すす病	2000～4000 倍					セル成型育苗トレイ 1 箱または、ペーパーポット 1 冊 (約 30×60cm、使用土壌約 1.5～4L) 当たり 0.5L	育苗期後半～定植当日	1 回	無人航空機による散布	3 回以内 (灌注は 1 回以内)	
		16 倍										1.6L/10a
		20 倍										2.0L/10a
		32 倍										3.2L/10a
	菌核病	100 倍										
豆類(種実、ただし、らっかせいを除く)	菌核病 灰色かび病	2000～4000 倍	100～300L/10a	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内					
ズッキーニ	うどんこ病											
うり類(成熟)	うどんこ病 つる枯病(すいか、メロン) 菌核病(すいか、メロン)											
はなやさい類(ブロッコリーを除く)	黒すす病	100 倍	セル成型育苗トレイ 1 箱または、ペーパーポット 1 冊 (約 30×60cm、使用土壌約 1.5～4L) 当たり 0.5L	育苗期後半～定植当日	1 回	灌注	3 回以内 (灌注は 1 回以内)					
	菌核病											
ししとう	うどんこ病 黒枯病	2000～4000 倍	100～300L/10a	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内					
にら	白斑葉枯病											
にんにく	黒腐菌核病	原液	種球重量の 1%	植付前	1 回	種球塗沫	3 回以内 (種球塗沫は 1 回以内、散布は 2 回以内)					
	葉枯病	2000 倍	100～300L/10a	収穫前日まで	2 回以内	散布						
アスパラガス	茎枯病				100～700L/10a		3 回以内	3 回以内				

## 別紙 2

## 【変更後】

## 8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 使用前によく振ってから使用すること。
- (3) 散布量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせて調節すること。
- (4) 薬剤耐性菌の出現を防ぐため、本剤の過度の連用はさけ、なるべく作用性の異なる薬剤との輪番で使用すること。
- (5) 灌注で使用する場合には、次の注意事項を守ること。
  - ① 調製液をセル成型育苗トレイ又はペーパーポット上方から全体に行き渡るように灌注すること。また、薬剤の効果を十分に発現させるために、処理直前や直後の灌水はさけること。
  - ② キャベツ又ははくさいの苗立枯病に使用する場合、リゾクトニア菌による苗立枯病には有効であるが他の病原菌による苗立枯病には効果が劣るので、リゾクトニア菌以外による苗立枯病の混発が予想される場合には他の有効な薬剤と組み合わせて使用すること。
  - ③ キャベツの根朽病に使用する場合、育苗期間中の感染が主であるため、育苗期間を主体に使用することが望ましい。
  - ④ レタスのすそ枯病に使用する場合、灌注処理での効果は生育初中期が主体であるため、その後の発生が予想される場合には他の有効な薬剤と組み合わせて使用すること。
- (6) 無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
  - ① 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
  - ② 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ④ 散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に被害を生じるおそれがあるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
  - ⑤ 散布終了後は次の項目を守ること。
    - (a) 使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
    - (b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (7) にんにくの種球に塗沫する場合は、薬剤が種球に均一に付着するよう処理した後、乾燥させること。
- (8) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (9) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。